

定 款

一般社団法人豊田ドローン協会（TDA）

第1章 総 則

名称

第1条 この法人は、一般社団法人豊田ドローン協会と称する。英文では、Toyota Drone Association と表示し、略称を、TDA とする。

事務所

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県豊田市に置く。

第2章 目的及び事業

目的

第3条 当法人は、ドローンの利活用を開発、研究する企業の連携体で、ほかの企業ネットワークおよび支援機関と連携して、会員会社の経営強化を図ることで、地域産業の活性化や社会に貢献することを目的とする。

事業

第4条 当法人は、第3条の目的を達成するために、支援機関と連携、協力して次の各号の事業を行う。

- (1) 販路開拓、協業事業、新規事業推進に係る広域連携事業
- (2) 会員会社の経営強化に係る支援事業
- (3) 会員相互の情報交換、会員のための情報提供および活動支援事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 構成員の身分及び損害賠償

反社会的勢力の排除

第5条 当法人の役員並びに会員を含む全ての関係者は、現在及び将来において次の事項を表明し、保証する。

2. 当法人の役員及び会員を含む全ての関係者は、暴力団・暴力団員・暴力団関係企業等、反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。
3. 当法人の役員及び会員を含む全ての関係者が、自ら又は第三者を利用して暴力的行為・詐術・脅迫的言辞・業務妨害行為等の行為並びに、他者の名誉・信用を毀損又は毀損するおそれのある行為を行わないこと。

各種損害の賠償

第6条 当法人でのあらゆる活動や事象において生ずる損害に対しての賠償については、次のとおりとし、それ以外については、都度、理事会での議決によるものとする。

2. 各種実証実験や研究開発活動等において想定される、当事者並びに部外者に対する各種人的損害及び、当事者の機器・物品等並びに対外的な機器・物品・建物・公共物に対する各種物的損害などについては、活動を行う委員会もしくは委員会を主管する会員が、必要な保険の加入等を含め、適宜、リスク管理対策をすることとし、原則として当法人は一切の賠償責任を負わない。

3. 会員又はその関係者が、第5条反社会的勢力の排除に違反して生じた、当法人並びに理事会に対するあらゆる損害は、その会員及び関係者が賠償する。

なお、違反行為によりその会員及び関係者が被った全ての損害に対しては、当法人並びに理事会は一切の賠償責任を負わない。

第4章 会 員

法人の構成員

第7条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体。
 - (2) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した公益経済団体。但し、公益経済団体に所属する会員は、法人会員とならない。
 - (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した官公庁、自治体等の公共団体研究機関、もしくは研究機関に属する個人。
2. 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
3. 個人の入会には、会員または理事の推薦を要する。
4. 団体会員は当法人に対し代表者としての権利を行使する者を定め、これを理事長に届出るものとする。
5. 会員は、可能な限り会合等に参加して積極的に会員活動を行なわなければならない。

入会

第8条 当法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。入会費については理事会の承認を得た後、納めるものとする。入会申込書の届出様式については、別に定める。

会費

第9条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、別に定める細則により、会費を支払う義務を負う。

2. 前条及び前項の既納の入会費・会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

任意退社

第10条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

除名

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

会員資格の喪失

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払義務を半年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第5章 総会

構成

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

総会及び定例会

第14条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2. 当法人の事業推進のために総会に付議すべき案件がある場合、理事会の決議を経て、臨時総会を適宜開催することができる。
3. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 予算・決算報告と事業計画の決定
 - (2) 予算・決算承認と監査への対応・事業報告の承認
 - (3) 会員の除名
 - (4) 理事及び監事の選任又は解任
 - (5) 理事及び監事の報酬等の額
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他、当法人の事業運営に関する重要な事項及び総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
4. 総会は、正会員総数の2分の1以上（委任出席を含む）の出席をもって成立する。議事案件は出席者（委任出席を含む）の過半数の同意により議決されるものとする。委任状の届出様式は別に定める。
5. 総会の議長は、理事長が務める。
6. 定例会は、すべての会員をもって構成する。定例会は、四半期毎以上に開催することとする。

招集

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2. 総会を招集するには、理事長は総会の日々の2週間前までに、正会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

議長

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

議決権

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

決議

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

議事録（総会）

第19条 総会の議事は、法令の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成し、総会の日から10年間、主たる事務所に据え置かなければならない。

- (1) 開催の日時場所
 - (2) 会議の目的
 - (3) 会員現在数及び総会出席会員数（書面等による表決者、及び代理人による表決者を含む）
 - (4) 議事の経過概要
 - (5) 議事別の議決の結果
2. 議事録は、議長の指名した出席会員が行い、議事録署名人2名も議長が指名する。

第6章 役員

役員の設定

第20条 この法人には次の役員をおく。

- (1) 理事 4名以上10名以内
 - (2) 監事 1名
2. 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長（内1名を専務理事）とする。
3. 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。副理事長、専務理事を業務執行理事とする。
4. 会計1名、事務局長1名を置くものとする。ただし、兼務を妨げない。

役員を選任

第21条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2. 理事長及び副理事長は、理事会の決議により理事の中から選任する。
- 3. 会計及び事務局長は、理事長が指名する。

理事又は監事の任期

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残任期間と同一とする。
- 4. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

理事の職務及び権限

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

- する。
2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 3. 理事長は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

監事の職務

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

2. 役員の仕事の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
3. この法人の業務及び財産の状況を調査し、各事業年度に係る決算書類及び事業報告書を監査すること。
4. 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
5. その他の法令上の権限を行使すること。

役員の仕事

第25条 役員は無報酬とする。但し、事前に総会において定める総額の範囲内で、理事会の議決を得て報酬を支給することができる。

理事又は監事の解任

第26条 役員として相応しくない行為があったとき、又はその他特別な事情があるときは、総会の議決に基づいて理事又は監事を解任することができる。

第7章 理事会

構成

第27条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

権限

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の仕事の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会議決事項の執行
- (5) 定款の施行に必要な細則の制定・改廃
- (6) 総会の議決により委任された事業の執行
- (7) 臨時総会への付議
- (8) 会員の入会・退会等に係る手続き
- (9) その他、当法人の事業運営に関する重要な事項について
- (10) その他、当法人の運営に関し必要と認めた事項及び、総会の議決を要しない事項

事項

招集

第29条 理事会は、理事長が必要に応じて招集し、開催する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 通常開催は四半期に1回とする。

決議

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事会の議長は、出席理事の中から選任する。

決議の省略

第31条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

監事の出席

第32条 監事は理事会に出席し、その職務に関して意見を述べることができる。

議事録（理事会）

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 事務局及び委員会

事務局の職務

第34条 当法人は、事務を処理するために事務局を置く。

2. 事務局には事務局長を置き、事務を統括する。

3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

委員会

第35条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2. 委員会は、委員をもって構成し、委員長が必要に応じて招集し、開催する。通常開催は毎月1回とする。

3. 委員会は、事業・活動の企画実施機関として理事会で決定した事業や活動を具体化し実施運営する。

4. 委員会は、事業の進捗について、理事会に報告する。

第9章 解散

解散

第36条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

残余財産の処分

第37条 前項の規定により解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の議決を経て、法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

清算人

第38条 当法人が解散したときは、理事長が清算人となる。

第10章 公告及び事業年度

公告方法

第39条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

事業年度

第40条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第11章 附 則

設立時社員の氏名及び住所

第41条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

愛知県豊田市深田町一丁目43番地5

加藤太

愛知県豊田市寿町四丁目55番地1

岩月靖明

愛知県豊田市小坂本町一丁目10番地5

矢澤丈

設立時の役員

第42条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 加藤太

設立時理事 岩月靖明

設立時理事 矢澤丈

設立時理事 吉田英樹

設立時監事 北原雄一

設立時の代表理事

第43条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

愛知県豊田市深田町一丁目43番地5

設立時代表理事 加藤太

最初の事業年度

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年12月31日までとする。

定款に定めのない事項

第45条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人豊田ドローン協会を設立のため、設立時社員加藤太外2名の定款作成代理人である司法書士近藤美佐江は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年3月26日

設立時社員 愛知県豊田市深田町一丁目43番地5

加藤太

設立時社員 愛知県豊田市寿町四丁目55番地1

岩月靖明

設立時社員 愛知県豊田市小坂本町一丁目10番地5

矢澤丈

上記設立時社員3名の定款作成代理人
愛知県豊田市若林東町石根3番地2
司法書士 近藤美佐江